



引込線転用による 工事削減に係る状況について

令和5年5月30日
事 務 局

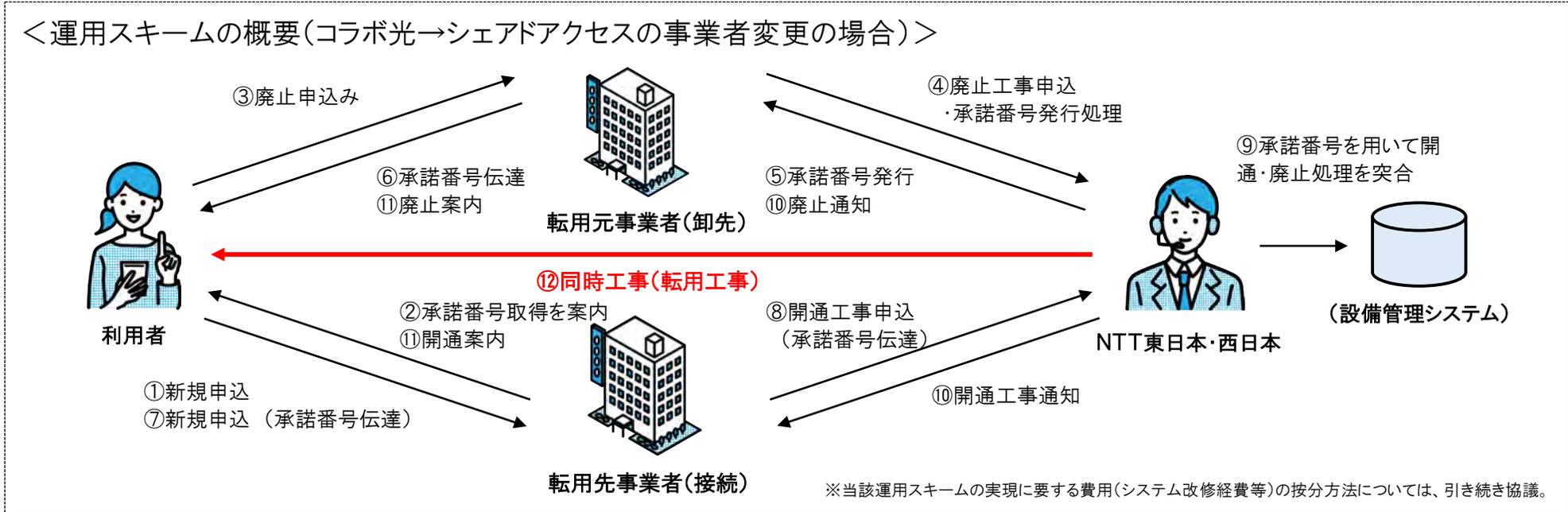
- 「引込線転用」については、NTT東日本・西日本の引込線を利用する接続事業者・光コラボ事業者間で、利用者が事業者変更を行う場合に生じる引込線(屋内配線を含む。)の新設・撤去工事を不要とすることを目的として、令和2年3月以降、関係事業者(NTT東日本・西日本、KDDI、SNC(令和2年7月～)、NTTドコモ、ソフトバンク、総務省(令和2年6月～オブザーバ参加))において、協議を進めている。
- 本WGIにおいては、報告書2020において「早期に実現されるよう協議の状況を注視していくことが必要」と指摘して以降、事業者間協議の状況を注視してきており、報告書2022においては、事業者間合意において合意が得られない状況を踏まえ、引込線転用スキームのスコープについて整理(NTT東日本・西日本の設置する設備かつ戸建住宅のみ)を図った上で、「協議参加事業者6社においては、(…)可能な限り早期に実現することが適当」「引込線転用スキームの実現に際しては(…)可能な限り多くの事業者が参加することが望ましい」との提言を行った。
- 以上の検討の方向性が示されて以降、総務省がオブザーバ参加しつつ、計6回にわたって事業者間協議が進められたところ、今般、引込線転用に係る実現方式等について合意を得られたため、NTT東日本・西日本及び関係事業者において本スキームに係るシステムの仕様調整・改修等を速やかに進めていく予定。
- 一方、事業者間協議参加事業者からは、本スキームに全光コラボ事業者・接続事業者の参加が得られない場合、
 - ・ 本スキームの利用件数が低調となり、システム改修費等のコスト(を事業者毎に利用件数で除し、引込線の新設工事費と比較した場合)を勘案すると、コストメリットが得にくくなること
 - ・ 本スキームの利用可否が事業者により異なることとなり、利用者への分かりやすい説明が困難となること等の指摘があったところ、卸元事業者であるNTT東日本・西日本からは、卸元事業者の立場で光コラボ事業者に本スキームへの参加を義務づけることは難しいとの意見があった。



本スキームの運用開始に向けて、協議参加事業者6社以外の卸先事業者・接続事業者の参加の在り方について、検討を進めるべきではないか。

事業者間協議において合意した実現方式について

- 現在実現している①フレッツ光・シェアアクセス間の同時工事において用いているフローをベースとした案と②コラボ光における「事業者変更」において用いているフローの双方を検討したところ、スキーム実現までに要する期間、接続事業者・卸先事業者双方の**コスト負担**等の観点から協議を進めた結果、②(事業者変更ベース)を基に一部簡素化した運用フローに合意した。



現時点で想定されるスケジュール

(NTT東日本・西日本における想定。実際のスケジュールについては今後事業者間協議において具体化を進める。)



1. 卸先事業者(光コラボ事業者)の参加に向けて

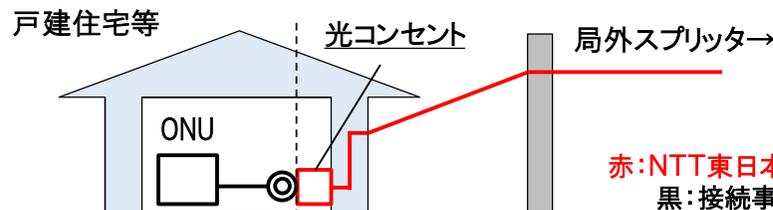
- 卸先事業者は現在約800者(NTT東日本・西日本合計・重複除く。)であるところ、事業規模・事業形態は区々であることを踏まえれば、卸先事業者の団体(テレコムサービス協会FVNO委員会)において、様々な卸先事業者が本スキームに参加するにあたっての課題等を整理しつつ、NTT東日本・西日本と卸先事業者の団体に連携して課題の解決・軽減を図っていくべきではないか。
- 事業規模・事業形態の観点からコスト面での障壁が低いと思われる事業者(大中規模のISP事業者である卸先事業者、携帯電話事業者等)については、利用者利便の確保等の観点から、速やかに本スキームに参加すべきではないか。
- いずれにせよ、NTT東日本・西日本においては、本WGの議論も踏まえつつ、必要に応じて総務省の協力も得つつ、卸先事業者との本スキーム導入に係る協議(契約の変更に係るものを含む。)を進める等、卸先事業者の速やかな参画を図っていく必要があるのではないか。また、その際、本スキームが卸先事業者において十分に活用されるよう配慮すべきではないか。

2. 接続事業者(シェアアクセス事業者)の参加に向けて

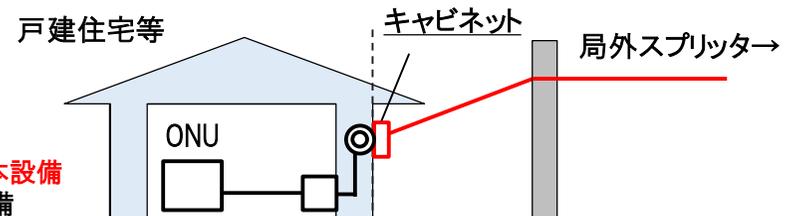
- また、一部の接続事業者においては、NTT東日本・西日本等において原則的に採用している「コンセント渡し」(屋内配線設備まで引通しで設置)だけでなく、「キャビネット渡し」(NTT東日本・東日本において住宅壁面等のキャビネットまで引込線を設置した上で、接続事業者において屋内配線設備を設置)の形態でもシェアアクセス方式を利用している。キャビネット渡しの引込線を本スキームの対象とするためには、コンセント渡しとの設備の形態の違いによる課題(※)があり、本スキームにおいてはキャビネット渡しの形態の引込線はコンセント渡しを利用する事業者に転用することは想定されていない。今後におけるキャビネット渡しの形態の取扱いについて、検討していくべきではないか。

(※)キャビネット渡しの形態の場合、屋内配線設備は接続事業者の自社設備となること、接続事業者設備を含めた取り扱いの整理が必要になる等。

<「コンセント渡し」のイメージ>



<「キャビネット渡し」のイメージ>



(参考)FTTHアクセスサービスに係る工事費

- FTTHアクセスサービスの新規契約時に必要になる**開通工事費**は、工事の形態によって異なるが、戸建住宅向けに屋内配線を設置する場合には、**19,800円～41,250円が必要**(解約時に残債がある場合には請求が可能)。
- **撤去工事費**については、電気通信事業法施行規則の改正(令和4年2月22日)により、事業者都合で撤去を行う場合に関して**上限**(電気通信サービスの契約期間に応じて提言し、契約満了時にゼロとなる額)**が設けられたが**、利用者都合で撤去する場合には**全額請求が可能であり、全額請求があった場合には、0円～31,680円程度が必要**。

	指定設備 設置事業者	接続事業者 (接続で指定設備設置事業者の 設備を利用)		卸先事業者 (卸で指定設備設置事業者の設備を利用)			他の自己設置事業者	
	NTT東日本・ 西日本 [フレッツ光]	KDDI [auひかり] ※1	ソニーネット ワークコミュニ ケーションズ [NURO光]	NTTドコモ [ドコモ光]	ソフトバンク [SoftBank光]	ビッグロブ [Biglobe光]	オプテージ [eo光]	中部テレコミュニ ケーション [コミュファ光]
開通工事費 ※2	19,800円	41,250円	44,000円	19,800円	26,400円	19,800円	29,700円	27,500円
利用者都合 の場合の 撤去工事費 ※3	-	31,680円	11,000円	-	-	-	11,000円	13,200円

※1:一部地域では自己設置
 ※2:戸建住宅向けに屋内配線を新設する(引込工事及び宅内工事等を行う)場合の工事費。全ての新規契約者に適用される割引以外は考慮していない。夜間・休日等の割増工事費、日時指定に係る加算料が定められている場合には、平日昼間の工事費。
 ※3:各社とも、利用者が希望しない場合には原則として撤去は案内していない。
 出所:各社ウェブサイト(令和5年5月時点)等を基に事務局作成